平成２９年（フ）第６９８号
埼玉県八潮市大字西袋1470番地６　エクセル八潮301
債務者　高橋　潔彦
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６９９号
埼玉県八潮市大字西袋1159番地２、旧住所埼玉県幸手市西１丁目11番25号
債務者　加藤　紀恵
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７０４号
埼玉県春日部市備後東１丁目11番４号　野沢ハイツ105号
債務者　金井　早苗
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７０９号
埼玉県草加市草加１丁目11番17―301号
債務者　小山　　進
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７１１号
埼玉県三郷市高州２丁目258番地
債務者　竹澤　康輔
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１４１号
富山県氷見市柳田833番地３
債務者　うち和こと　池田　孝治
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第３８号
岐阜県高山市国府町名張1051番地、住民票上の住所岐阜県高山市松之木町1217番地５
債務者　橋本　一満
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
岐阜県（以下省略）、住民票上の住所岐阜県高山市総和町３丁目84番地13
債務者　尾前　歩美
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第７０号
青森県北津軽郡板柳町大字板柳字土井384番地１、前住所青森県平川市碇ヶ関147番地
債務者　五十嵐依子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第５４９号
神奈川県小田原市中村原253番地の９
債務者　中西　誠美
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６６０号
神奈川県秦野市平沢1303番地の１　ふるさとホーム秦野
債務者　三浦　優治
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６６１号
神奈川県厚木市戸室１丁目32番18―206号
債務者　大場　雅子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６６８号
神奈川県小田原市扇町１―11―12　コーポ水戸103、住民票上の住所東京都北区西ケ原１丁目55番10号
債務者　村田　雄大
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１８８５号
名古屋市港区当知２丁目914番地の２　ドウェル当知102号、従前の住所名古屋市西区則武新町２丁目７番13号　クレオ名古屋駅北壱番館103号
債務者　籾山　和輝
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８８６号
名古屋市港区当知２丁目914番地の２　ドウェル当知102号、従前の住所名古屋市西区則武新町２丁目７番13号　クレオ名古屋駅北壱番館103号
債務者　籾山めぐみ（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９０５号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字粉諸2277番地　こもろ荘１棟303号
債務者　中本　重夫
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６３９号
神奈川県伊勢原市高森１丁目13番地の４　ルミエールⅡ201号
債務者　富田　建一
1　決定年月日時　平成29年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部